**監査役の期中監査結果の整理表【サンプル】**

（監査役監査実施要領第９章第４項、第10章第２項関連）

| 監査報告のひな型 | 監査実務・監査活動 | 監査調書番号 |
| --- | --- | --- |
| **監　査　報　告　書**  （１）　当監査役会は、○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日までの第○○期事業年度の取締役の職務の執行に関して（会社法381条１項､390条２項）、  （２）　各監査役が作成した監査報告書に基づき（会社法381条１項、施規130条１項）、審議の上（施規130条３項、計規128条３項）、本監査報告書を作成し（会社法390条２項１号）、以下のとおり報告いたします。 | 1. 監査役会→年間○回開催。Ａ監査役○回出席、Ｂ監査役○回出席、Ｃ監査役○回出席。 2. ○○月○○日監査報告書作成のための監査役会→各監査役から監査報告、審議。 |  |
| １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容  （１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め（会社法390条２項３号）、  （２）　各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか（会社法390条４項）、  （３）　取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました（会社法381条２項）。  （４）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い（会社法390条２項３号）、  （５）　取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに（施規105条２項１号）、以下の方法で監査を実施しました。  （６）　取締役会その他重要な会議に出席し（会社法383条１項）、  （７）　取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め（会社法381条２項）、  （８）　重要な決裁書類等を閲覧し（会社法381条２項）、  （９）　本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました（会社法381条２項）。  （10） また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（施規105条２項２号、４項）、  （11） 必要に応じて子会社から事業の報告を受けました（会社法381条３項）。  [（10）（11）は、子会社がある場合]。  （12）　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました（会社法362条４項６号、施規130条２項２号、129条１項５号、118条２号）。  [内部統制決議がある場合]  （13）　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び第３号ロの各取組み（施規130条２項２号、129条１項６号）、  [会社を支配する者に関する方針の記載がある場合]  （14）　並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由（施規130条２項２号、129条１項６号）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。  [親子間取引について注記表記載がある子会社の場合]  （15） 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました（会社法397条２項）。  （16）　また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました（計規131条、計規128条２項２号、127条４号）。  （17）　以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました（会社法436条２項１号、444条４項・７項、計規128条２項、127条２号から５号）。 | 1. ○○月○○日監査役会→監査方針、監査計画、各監査役の業務分担を決定。 2. 監査役会→年間○回開催。各回ともすべての監査役から監査実施状況報告。 3. 監査役会→年間○回開催。取締役ヒアリング年間○回（○○月○○日）、会計監査人ヒアリング年間○回（○○月○○日）。 4. ○○月○○日監査役会→当社監査役監査基準を採択。○○月○○日監査役会→監査方針、監査計画、各監査役の業務分担を決定。 5. 内部監査部門とのミーティング年○回、「監査役への報告に関する事項」として定められた事項に関する情報の収集・分析など。 6. 取締役会→年○回開催（Ａ常勤監査役全出席、Ｂ監査役○回出席、Ｃ監査役○回出席）   その他重要会議→経営会議年○回（Ａ監査役○回出席）   1. 取締役面談→全取締役年○回面談。   執行役員面談→全執行役員年○回面談。   1. 稟議書、社長決裁書類、重要契約書、無償の利益供与関係資料等の閲覧 2. 実地調査→本社各部門年○回、○支店年○回。 3. グループ会社監査役連絡会年○回。子会社監査役から監査実施状況報告年〇回受領。 4. 子会社往査→○社中○社実施。 5. ○○月○○日内部統制システムに係る取締役会決議。全監査役出席。   法務担当取締役・部長ヒアリング年○回、内部監査部門から月次監査報告聴取、コンプライアンス委員会陪席年○回。   1. ○○月○○日買収防衛策に関する基本方針の取締役会決議。○○月○○日監査役会→当該決議付議内容について審議、監査役会意見書を代表取締役に提出。 2. 該当の親子間取引についての監査役監査実施要領第８章第７項Ⅵの監査実施、注記表記載、事業報告又はその附属明細書の記載の確認、該当取引に関する○○月○○日の取締役会における留意事項並びに判断及び理由に関する審議確認。 3. 会計監査人との会合・報告受領年○回。   往査立会い年○回。   1. ○○月○○日会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項の通知」を受領、説明聴取。 2. ○○月○○日事業報告及びその附属明細書受領、説明聴取。   ○○月○○日監査役会→事業報告及びその附属明細書について審議。  ○○月○○日計算書類及びその附属明細書、連結計算書類受領、取締役より説明聴取。  ○○月○○日会計監査人より会計監査報告受領、説明聴取。  ○○月○○日監査役会→計算関係書類について審議。 |  |
| ２．監査の結果  　（１）　事業報告等の監査結果  　　①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます（施規130条２項２号、129条１項２号）。  　　②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません（施規130条２項２号、129条１項３号）。  [③、④、⑤は該当する場合のみ]  ③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません（施規130条２項２号、129条１項５号）。  ④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます（施規130条２項２号、129条１項６号）。  ⑤　事業報告（又は事業報告の附属明細書）に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません（施規130条２項２号、129条１項６号）。  （２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果  会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます（会社法436条２項１号、計規128条２項２号、127条２号）。  　（３）　連結計算書類の監査結果  　　　会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます（会社法444条４項、計規128条２項２号、127条２号）。 | ①　事業報告について、指摘すべき事項はなかった。  ②　当該事実は発見できなかった。  ③　相当性の根拠  　　構築・運用状況の監査の結果、重大な不備は認められなかった。  　　内部統制システムに係る基本方針の記載（内部統制システム上の重要課題が認められる場合の、会社が対処すべき課題等への記載も含めて）に関し指摘すべき事項はなかった。  ④　特に指摘すべき事項はなかった。  ⑤　親会社等との間の取引がある場合に、1の(12)の方法による監査の結果、指摘すべき事項はなかった。  （２）（３）会計監査人監査の相当性判断→その根拠＝監査計画聴取、監査実施状況の立会いないし同行、独立した監査が行われたと評価。 |  |
| ３．監査役○○○○の意見（施規130条２項、計規128条２項）  ４．後発事象（重要な後発事象がある場合）（計規128条２項２号、127条３号） |  |  |
| ○○○○年○○月○○日  （施規130条２項３号、計規128条２項３号）  ○○○○株式会社　監査役会  常勤監査役○○○○印  常勤監査役（社外監査役）○○○○印  社外監査役○○○○印  （自　署） |  |  |